

2017（H29）年度
法人・事業所 事業報告書

社会福祉法人 八千代市身体障害者福祉会

2018（H30）年4月

目 次

目 次

I. はじめに	1
II. 法人の理念	2
III. 本会事業の目的	3
IV. 法人本部の本年度事業報告	4
V. 地域生活支援事業の本年度事業報告	5
VI. 相談支援事業の本年度事業報告	8
VII. 障害者就労支援事業の本年度事業報告	10

I. はじめに

本会は、1967（S42）年5月、障害者の当事者団体として創立し、「身体障害者の自助自立」を理念に掲げ身体障害者の福祉向上及び地域福祉の充実を図ることを目途として事業を展開し1980（S55）年2月に社会福祉法人格を取得し、同年4月身体障害者通所授産施設（当時）はばたき職業センターを開設しました。以来、八千代市における歴史ある社会福祉法人の一つとして認知され、本年度創立50周年の大きな節目を迎えることができました。

さて、この間、様々な制度改正が図られ本会を取り巻く環境も大きく様変わりしました。特に90年代の社会福祉基礎構造改革によって障害者施策が抜本的に見直され、障害者にとって暮らしやすい環境づくりが制度として構築される一方、障害者総合支援法が成立し、その柱の一つである障害者の就労支援において福祉的就労から一般就労への流れが加速するとともに障害があっても働くことによって社会を構成する一員としての役割を果たすことが求められることとなりました。介護保険の導入時がそうであってように、近年、障害福祉の分野にも他業種の企業が多く参入したことにより事業全体が活性化しましたが、そのことが過度な競争原理を助長する要因となり、社会福祉法人であっても運営から経営という考え方の視点を持つことが求められ、さらにはイコールフットイング（同等の条件）の名のもとに、社会福祉法人が資金を貯め込んで本来の役割を果たしていないのではないかと議論が行われ、これまで以上に社会の厳しい目が注がれることになりました。

これらのことを端緒とした社会福祉法人制度改革は、社会福祉法人に対して事業の透明化や公益的な取り組みをより一層求めています。社会福祉法に基づいて公益事業を展開する本会に於いても特に地域社会に貢献する取組として、経済的に困窮する者等を支援するため無料または低額な料金での福祉サービスを積極的に行うこととして新定款に定めており、本年度はこの経営の原則を具体化することによって、引き続き社会福祉法人に求められる公益性や非営利性を率先垂範して事業に反映して参りました。

本会が行う事業のうち、相談支援事業については、事業開始5年目を迎え障害当事者やその家族また関係する事業所からの信頼を得ることができ事業の充実が図られています。課題となっている利用者の主たる障害を拡大することについては、今年度から導入することとし、経験の未熟さから未だ現場から不安視する声があることも事実で、まずは他の社会資源との連携によって支援体制が確立されると見込まれるところから徐々に受け入れることとして整理しました。

障害者就労支援事業については、市補助金の段階的減額が最終年を迎え、本年度末を以てその対象から除外されることになっていました。H28年度当初から、定員枠の拡大や利用者の主たる障害を拡大し受入環境の整備を図ってきましたが、出入りはあったものの結果として利用者の充足率の向上には結びつけることができませんでした。このことについては様々な要因が考えられますが、このことを利用者支援の向上のための好機として捉え、本年度から利用者の送迎支援を充実させる等さらに工夫を凝らした取り組みを検討し、利用者の安定的確保を本年度の一丁目一番地の課題に置いて取り組みました。

今年度は、地域生活支援事業を含め事業全体として質の高いサービスを提供することによって選ばれる事業所を目指して事業を展開するとともに、創立50周年を迎える歴史ある組織としての矜持を持ち、今やるべきことと今できることを一所懸命に行うことで、真に必要とされる組織づくりを目指し新たな歴史を作る礎となる一年として事業展開を行いました。

2018（H30）年4月

社会福祉法人
八千代市身体障害者福祉会

Ⅱ. 法人の理念

2000（H12）年に制定した福祉会・はばたき職業センター5つの誓いを法人の理念として取り組みました。

・福祉会・はばたき職業センター5つの誓い

（支え合いと連帯）

- ・私たちは、一人はみんなのためにみんなは一人のために働きます。

（生きがいと可能性の追及）

- ・私たちは、どのような環境のもとでもその人らしい生き方を認め可能性を信じその能力を育む努力を続けます。

（心豊かな社会の創造）

- ・私たちは、いつでもどこでも誰もが安心して暮らせる地域社会をめざします。

（開拓者としての心得）

- ・私たちは、社会の一員として自ら考え、行動し、前向きに生きる開拓者をめざします。

（幸福の追求と社会貢献）

- ・私たちは、生命の尊さ、個人の幸せを求めつつ社会に貢献することをめざします。

Ⅲ. 本会事業の目的

本年度は、社会福祉法に定める第2種社会福祉事業のうち障害者自立支援法に基づく、事業及び身体障害者福祉法に基づく事業、並びに社会福祉と関係のある公益を目的とする事業、そして収益を社会福祉事業または一定の公益事業に充てることを目的とする収益事業を展開しました。

1. 法人本部

各事業を統括する。

- ・第2種社会福祉事業
- ・公益事業
- ・収益事業

2. 本会地域生活支援事業（第2種社会福祉事業及び公益事業）

（事業の目的）

身体障害者の自助自立を旨とし、八千代市からの受託事業及び本会自主事業を通じ、身体障害者の社会参加、地域福祉の向上を図る。

（事業内容）

- ・受託事業
- ・自主事業
- ・給付費事業

3. 障害者就労支援事業（第2種社会福祉事業）

障害福祉サービス事業所 はばたき職業センター

（事業の目的）

利用者が自立した生活及びノーマライゼーションを推進するため職業を通して障害者の社会参加と働く権利の向上を目指し、利用者個々の必要とするサービスの提供を行う。

（事業の内容）

- ・就労継続支援B型事業
- ・就労移行支援事業

4. 収益事業

（事業目的）

本会地域生活支援事業及び障害者就労支援事業を安定的かつ効果的に行うために、自主的にその財政基盤の強化を図る。

（事業の内容）

- ・自動販売機設置事業
- ・駐車場管理事業
- ・売店運営事業
- ・その他

IV. 法人本部の本年度事業報告

1. 基本方針

4月に施行された（一部を除く）社会福祉法の一部改正に基づいて、引き続き社会福祉法人としての役割をしっかりと果たすこととしました。また、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り地域福祉の推進に努め、地域社会に貢献する取組として経済的に困窮する者等を支援するため無料又は低額な料金での福祉サービスを積極的に提供しました。また、新定款のもとで理事、監事並びに評議員の役割を明確に位置づけ、法人の経営及び財務状況の透明化を推進するとともに事業の活性化を図りました。

2. 事業内容

本年度については、以下の事業を実施しました。

種 別	事 業	内 容
・ 第2種社会福祉事業	・ 障害福祉サービス事業の経営	・ 障害福祉サービス事業所 はばたき職業センター
	・ 移動支援事業 ・ 手話通訳事業	・ 視覚障害者移動支援事業 ・ 手話通訳設置事業 ・ 手話通訳者等派遣事業
・ 公益事業	・ 車椅子貸し出し事業	・ 車椅子等貸し出し事業
	・ リフト付バス運行事業	
	・ 身体障害者スポーツ大会等スポーツの振興及び身体障害者の地域交流事業	・ 千葉県障害者スポーツ大会 ・ 八千代市身体障害者スポーツ大会 ・ はばたけスポーツクラブ ・ 輝く未来会（在宅重度障害者の交流活動会）
	・ 市民向け各種講座の開催事業	・ 書道講座 ・ 初級点訳講座 ・ 手話奉仕員養成講座
・ 収益事業	・ 市民会館内売店運営 ・ 自動販売機設置事業 ・ 駐車場管理事業 ・ その他	

V. 地域生活支援事業の本年度事業報告

1. 基本方針

身体障害者の自助自立を旨として、八千代市内における障害者当事者団体としての役割に対する自覚と責任を持ち、八千代市からの受託事業、給付費事業及び本会自主事業を推進し、地域で生活する身体障害者の社会参加に向けた取り組みを積極的に展開しました。また、社会福祉法人のセーフティネットとしての役割に着目し、経済的に困窮する者等を支援するための無料又は低額な料金での福祉サービスの具体化を検討し積極的に提供しました。

特定相談支援事業及び障害児相談支援事業を利用できる主たる障害を他の障害についても受入ることとして拡大し事業全体として質の高いサービスを提供することにより選ばれる事業所を目指し事業展開を行いました。

2. 事業内容

本年度については、以下の事業を実施しました。

種 別	事 業
1. 受託事業	(1) 八千代市手話通訳設置事業 (2) 八千代市手話通訳者等派遣事業 (3) 千葉県障害者スポーツ大会 (4) 八千代市身体障害者スポーツ大会 (5) 手話奉仕員養成講座 (6) 初級点訳講座 (7) 車椅子等貸出事業 (8) 身体障害者の更生相談に应诉る事業
2. 自主事業	(1) 福祉車輛運行事業 (2) 身体障害者親睦一泊旅行 (3) とっておきの福祉まつり (4) とっておきの作品展 (5) 新年を祝おう会 (6) 日帰り旅行 (7) 機関紙「はばたき」の発行 (8) 地区懇談会 (9) 書道講座 (10) 初級手話講習「手話にふれよう」 (11) とっておきのミニ講座 (12) 輝く未来会（在宅重度障害者の交流活動会）
3. 給付費事業	(1) 同行援護事業 (2) 特定相談支援事業 (3) 障害児相談支援事業

3. 事業報告

(1) 同行援護事業

平成15年よりガイドヘルパー事業を開始して14年が経過しました。スタート時点では市から譲り受けるような形で基準該当居宅支援事業所（視覚障害者の移動支援）として登録申請し、運営してきました。サービス提供責任者が3年半前より1名非常勤で任に就いていただいたことにより利用者の情報収集について把握することができ、必要に応じてはヘルパー会議を開催し、ヘルパーの資質向上へと繋がるよう又はヘルパー同志のコミュニケーションが図り、充実したサービスとなるよう事業として遂行してきました。今年度、ガイドヘルパーの登録については、20名全員継続して登録していただきました。受給者証更新に当たっては昨年同様、特定相談支援事業利用者11名については相談支援専門員がモニタリングに入り、同行援護計画書作成の際はサービス提供責任者との情報把握の連携を図ることが出来ました。依頼内容については、体力作りのためのウォーキング等の利用者が増え依頼件数については、月によって190件近くになることもあり、月平均180件近くの手配が見込まれています。

利用契約者—33名（4名新規契約）

(2) 福祉有償運送事業

現在の運転手登録は職員2名を含み5名で事業を遂行しています。昨年より、コンパクトな中古の福祉車輛を購入し2台稼働していますが、維持費についてはかなり削減に繋がったことと思います。尚、利用者の以来内容については通院が殆どとなり、急な依頼や計画相談の利用者に関しては職員が対応することもあります。手配ができないということはありません。

利用登録者 13名／ 新規 4名

(3) ボランティア講座

5月25日に本会の事業にボランティアとして関わっていただいている方々に声かけをして交流会を開催しました。今年度協力いただきたい事業の内容の説明をした後、グループに分かれて情報・意見交換を行い、お互いのコミュニケーションを図ることができました。

(4) 千葉県障害者スポーツ大会

5月28日（日）より4週にわたり、各々の会場で競技が繰り広げられました。総勢43名選手19名の参加が得られました。全国大会選出者1名

(5) 日帰り旅行

実施日：6月16日（金）行き先：東京スカイツリー

参加者：総勢59名（当事者35名・付添4名・ボラ13名 職員等7名）

参加者は各々グループになり、自由に見学することができました。

(6) 一泊親睦旅行

実施日：9月10日（日）・11日（月）見学場所：三島スカイウォーク・焼津さかなセンター 参加者：総勢69名（当事者42名 付添3名・ボラ15名・職員9名）

今年は、「温泉・グルメを楽しもう！」をテーマに静岡県へ行きました。日本一長い吊り橋や巨大市場での見学を楽しむことができました。今年も入浴の際のお手伝いとして、地元のボランティア11名の協力をいただくことができました。本会設立以来からの恒例の一泊親睦旅行、参加者は高齢化・重度化は年々増加傾向となっており、ボランティア参加者の協力を得ずには実施できない状況です。様々な障害を持つ方々が参加することによって相互理解を深めることと一泊での外出ができる必須催事となっています。

(7) 市身体障害者スポーツ大会（市受託事業）

9月30日市民体育館で開催されました。大会に向けて、障害当事者やボランティアで結成された実行委員会で企画しています。参加者：総勢403名

(8) 笑顔のつどい

前年度より新規事業として毎月身障相談日に合わせ、仕切りのない障害者同志の交流の場・情報交換の場として障害者センターを拠点として実施しました。

ストレッチ体操・ゲームをした後は身障相談員を交えて懇談会をして情報交換をしています。

4. 総括

福祉会創立50年を迎える中、地域事業は様々な事業を展開してきましたが、参加者の内訳を見ると高齢化・重度化が進んでおり、従来の事業をやりこなすだけでなく、様々な面で対応が難しくなってきており、今後は内容等を検討する必要があるのではないかと思います。市内の障害者に対して福祉サービスを行っていく上で、地域との繋がりはコミュニケーションを図る一番の原動力となっているのは確かです。今後も、障害当事者はもちろん地域との繋がりを欠かすことのないよう事業を展開して行かなければならないと思います。催事に関しては当事者が催事企画委員となり、障害者が外出するきっかけ作りになるようにと内容検討をしている中、送迎については欠かすことが出来ないのが現状となっています。福祉有償運送事業については、リフト車両購入後13年が経過し、かなり老朽化が進んでいて、遠方への運行については不安な面もあり、購入を検討している中で諸々の助成申請を行っていますがなかなか難しいようです。

VI. 相談支援事業の本年度事業報告

1. 基本方針

地域生活支援事業の本年度事業報告に同じ。

2. 事業内容

地域生活支援事業の本年度事業報告に同じ。

3. 事業報告

(1) 意思疎通支援事業

5月要約筆記者1名の新規登録を行いました。これにより派遣登録通訳者が18名となり、内業務種別対応可能者においては手話通訳専任が9名、要約筆記専任2名、手話通訳および要約筆記共通者が7名となりました。現状、要約筆記の依頼件数は増加傾向にあり、上記派遣登録者数だけでは対応出来ない場合においては設置職員で対応している状況にありました。

(2) 手話通訳設置事業

・緊急時の体制を検討—聴覚障害者に緊急性（ケガ）のある通訳を対応しなければならない事案が発生し、その時に設置職員および派遣通訳者全員が業務などで連絡が着かなかった事を問題視し、対応策を派遣通訳者と共に協議しました。結果、キーステーションである福祉会事務所へ派遣通訳者の日々の動きを一覧でまとめ、手話通訳業務担当者以外の職員でも緊急時には対応出来るよう共通理解を図ることとしました。

・磁気ループの利用拡大—磁気ループについては行政を中心に利用件数が増加しており上半期18件の貸し出しを行いました。貸出先としては行政が15件、手話サークル2件、手話通訳関係機関が1件となっています。行政および福祉関係者以外の一般団体等への貸し出しは0件であり、引き続き啓発を行う必要があります。

・手話奉仕員養成講座（入門課程）後期—5月から前期に引き続き、後期講座が全27回で開講されました。（受講生の募集は無）。

・手話にふれよう—昨年に引き続き、手話以外のコミュニケーション方法や盲ろう者への理解を含めた内容を取り入れ実施しました。9月5日から全12回受講生16名でスタートしました。また、受講生の中には聴覚障害者や難聴者がおり講座への情報保障を含め対応しました。今後は通訳事業の活用等情報提供することが必須と考えられます。

(3) 特定相談支援事業

4～6月にかけて受給者証の更新期また難ケースの対応などが重なり、相談員の対応に一時的な混乱が生じたが事業所からの連絡など小まめな報告連絡や引き継ぎを重視し対応、期限までに提出することができました。困難ケースについては他法への移行に伴い制度の説明や事業所への引き継ぎ、本人への説明等に時間を費やした他、施設入所など生活基盤が代わる場面においては家族への同意を含めた対応を行いました。新規契約者のサービス利用傾向としてはA型やB型就労継続事業所など就労系サービスの利用希望でした。人員については、非常勤職員が資格失効状態であったが8～9月にかけて「相談支援初任者研修」を改めて受講し、単独での契約およびモニタリング等の対応が可能となりました。

(4) 基本相談

相談者数7名。内計画相談につながったケースは3件、今後つながるケース1件であり計画相談導入前の訪問および電話連絡などの対応が増えています。また、ケースによっては諸処の事情により6ヶ月経過していても計画相談につながらず基本相談として対応しています。主な対応内容としては、はばたき職業センターの利用にはつながらなかったため、基本相談として就労相談を行ったり、地域包括センターからの連絡で生活状態が悪化しているとの情報で訪問対応の依頼、以前から関わり続けている方で父親から計画相談の申請が上がったが本人からのハッキリとした意向が確認出来ない状態などで申請を取り下げるなどがありました。さらには障害状況および家庭環境から障害福祉サービスの利用が必要と思われるケースを把握している

ものの、両親から訪問の拒否や本人からもサービス利用に対して拒否が強いため、行政担当Wと連携しサービスにつなげる方向で動いているケースもありました。

(5) 地域との連携

- ・福祉関係機関一係機関との連携としては米本団地地区を中心に民生委員やサポーター（ボラ）地域包括センター（米本・村上）とのケース対応で連携を図りました。
- ・障害当事者団体一聴覚障害者協会、アイサポートクラブ、さくら会（オストミ）の活動をサポート。主たる内容として催事実施への相談やアドバイス、また会場の確保など法人から地域機関へつなげている他、個人的な相談依頼が入れば基本相談として対応する他、専門機関へのつなぎも行いました。地域別では米本団地、村上団地、高津団地の懇談会へ参加同席を行っており、介護保険制度や市の催事などの情報提供を行っています。また、必要に応じて個々への相談を受け対応しています。

4. 総括

手話通訳事業や相談支援事業は対対人支援であることから特に困難を要するケースにおいては業務を担う担当者間で十分な打ち合わせを行い、解決方法をみいだすことが必要性であり特に相談支援事業においては休職中の代替え職員が相談の基本である聞き取りや訪問に重点をおき対象者と顔と顔をつきあわせた結果、信頼度も強くなり、サービスの変更などの調整が出来たのが実績とされます。今後も丁寧な対応を心がけ業務遂行にあたりたいと考えています。

Ⅶ. 障害者就労支援事業の本年度事業報告

1. 基本方針

利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう生産活動や活動の機会を通じて必要な訓練や便宜を適切かつ効果的に行いました。また、利用者満足度の向上に向けて就労継続支援B型事業においては「千葉県工賃向上計画」に基づき目標とする利用者工賃の支払いを目指しました。また、就労移行支援事業においては、利用者が利用期限内に一般就労できるよう関係機関との連携を積極的に行いました。

利用者の安定的確保を最重要課題として位置づけ、送迎支援をはじめとする利用者支援を充実させることにより引き続き選ばれる事業所を目指し、制度改正が見込まれる定着支援事業と障害者の働き方に応じた支援のあり方について検討しました。

2. 事業内容

本年度については、以下の事業を実施しました。

事業	内容	定員・期限
1. 指定就労継続支援B型	(1) 就労継続支援B型計画の作成 (2) 食事の提供 (3) 身体等の介護 (4) 就労に必要な知識、能力を向上させるために必要な訓練 (5) 就労の機会の提供及び生産活動 (6) 実習先企業等の紹介 (7) 求職活動支援 (8) 職場定着支援 (9) 生活相談 (10) 健康管理 (11) 訪問支援 (12) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜 (13) (2) から (11) に附帯するその他必要な介護・訓練・支援・相談・助言	24名 なし
2. 指定就労移行支援	(1) 就労移行支援計画の作成 (2) 食事の提供 (3) 就労に必要な知識、能力を向上させるために必要な訓練 (4) 身体等の介護 (5) 生産活動 (6) 実習先企業等の紹介 (7) 求職活動支援 (8) 職場定着支援 (9) 生活相談 (10) 健康管理 (11) 訪問支援 (12) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜 (13) (2) から (11) に附帯するその他必要な介護・訓練・支援・相談・助言	6名 2年

3. 事業報告

(1) 利用状況

H28年度に就労移行支援事業の定員を6名から10名へ就労継続支援事業の定員を24名から30名へ変更して合計40名定員としたが、訓練スペースや支援体制を含めて施設経営の観点から平成29年6月に就労移行支援事業の定員を10名から6名へ戻す申請を行いました。

利用状況は就労移行支援事業2名・就労継続支援事業24名、合計26名でしたが、現在は就労移行支援事業2名・就労継続支援事業28名、合計30名です。(新規契約・就職者や契約解除者など含む。)

(2) 就労移行支援事業

5月末に1名就職に結びつき契約を解除した。6月上旬には以前就労移行支援事業を利用して就職したが、諸事情により離職したことによる再利用の契約が1件ありました。現在2名の利用状況であり1名でも多くの新規利用契約を結ぶことが目標となっています。しかし、就職すれば契約解除となる「矛盾」を抱えながらの事業の特性があるので、現在新設が予定されている「就労定着支援事業」に期待したいと思います。従来行っている「定着支援」が制度化されれば、より安定的で充実した事業展開がはかれる可能性があり制度の動向を見極めながら臨機応変に対応していく必要があります。就労継続支援事業(B型)からも、諸条件が整った利用者については積極的に就労移行支援事業の利用を促していくことも大切であり、経営的なことだけでなく、ひとりでも多くの利用者を社会に送り出すことは社会福祉法人としての役割・使命を果たす意味でも重要と考えます。

(4) 就労継続支援事業(B型)

7月に1名諸事情により契約解除があったが、全体として5名の新規利用契約がありました。現在、28名の利用状況となっており足率については概ね順調に推移しています。今年度は産休育休により職員1名欠員していますが、利用者が増加してきているなか協力して支援体制を整え引き続き利用者に不利益がないよう心掛けました。

(5) 売上

利益については全体でほぼ平年並みですがこれは単純に昨年度との比較なので、目標額に対しての比較で考えると全体の売上げで約400万円・利益で約160万円不足していることになっています。年度としては厳しい状況が続いているが、利用者の増加に伴い更なる売上げ利益の確保が必要になってくると考えます。

(6) 利用定員の安定的確保

前記のとおり現在 就労移行支援事業2名・就労継続支援事業B型28名 合計30名が施設利用しています。今年度の事業計画で最重要課題として位置づけられている「利用定員の充足」については、就労移行支援事業では1名、就労継続支援事業では5名の新規利用契約を結びました。生活支援員を中心に各職員・各作業指導員の協力もあって、徐々に成果が現れ始めており、引き続き各関係機関への新規利用希望者開拓に努めると同時に、B型事業の利用者の中から就労希望者を募ることが必要となっています。

(7) 個別支援の充実

4月から5月にかけて利用者と共に個別支援計画を作成した。その後作成会議にて職員の共通理解をはかりチーム支援を心掛けました。また、9月に家族連絡会を実施して家族の方にも理解と協力を求めました。障害の多様化が進むにつれて、当事者(利用者)に対しての支援だけでは解決できないことも多く、家族や関係者との連絡・調整が必須となってきています。

4. 総括

新規利用契約が6名あり、利用定員の充足に向けて一定の成果を得ることが出来ました。しかし、施設の魅力が失われては先々安定的な利用者確保には繋がらず作業の提供・売上げ利益の確保にも注力していかなければ工賃の維持向上は難しくなっています。また、利用者の増加に伴い障害の多様化についてもきめ細かい支援・サービス提供が求められる。今後ニーズが増えてくることが予想される「送迎サービス」のあり方についても引き続きの検討課題として、あらゆる面で柔軟な対応が必要となっています。そして1名でも多くの就職者を輩出しつつ、就職を目指す利用者の育成も大切である。併せて来年度新設が予定されている就労定着支援事業への取り組み方も検討して行きたいと考えています。引き続き、更なる利用定員の充足を図りつつ魅力ある施設作りを職員が一致団結しておこなっていく必要があります。